（特定徴収金に係る納付書等の様式）

第三十八条　納税義務者又は特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。）を第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる様式を添えて納付し、又は納入するものとする。

一　給与所得に係る個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税（特別徴収の方法により納入するものに限る。）	［略］
［略］	

第五号の四様式（第二条関係）

［様式　別紙二　挿入］

第五号の四様式別表（第二条関係）

［様式　別紙四　挿入］

第五号の十五様式（用紙縦百七十八ミリメートル横二百五十五ミリメートル）（第二条の六関係）

［様式　別紙六　挿入］

第五号の十五の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横二百五十五ミリメートル）（第三十八条関係）

［様式　別紙八　挿入］

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号様式記載要領

［１　略］

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

［３～14　略］

15　事業税の「⑯のうち見込納付額㉑」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）若しくは第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第５項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［16～24　略］

（特定徴収金に係る納付書等の様式）

第三十八条　納税義務者又は特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金を第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる様式を添えて納付し、又は納入するものとする。

一　給与所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税（特別徴収の方法により納入するものに限る。）	［同上］
［同上］	

第五号の四様式表面（第二条関係）

［様式　別紙一　挿入］

第五号の四様式別表（第二条関係）

［様式　別紙三　挿入］

第五号の十五様式（用紙縦百七十八ミリメートル横二百五十五ミリメートル）（第二条の六関係）

［様式　別紙五　挿入］

第五号の十五の二様式（用紙縦百七十八ミリメートル横二百五十五ミリメートル）（第三十八条関係）

［様式　別紙七　挿入］

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号様式記載要領

［１　同左］

２　この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付すること。

［３～14　同左］

15　事業税の「⑯のうち見込納付額㉑」の欄は、法第72条の25第３項若しくは第５項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第５項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［16～24　同左］